

社会福祉法人誠心会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人誠心会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（1）常勤役員等については、報酬、賞与、退職手当及び通勤手当を支給する。

（2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（3）役員（理事及び監事）の報酬は、1事業年度あたり総額1,700万円を限度とする。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表第1に定める額

（2）賞与については、別表第2に定める額

（3）退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額

（4）通勤手当については、職員給与規定第21条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表第4に定める額

（2）理事会等に参加した場合には、別表5に定める交通費を支給する。

（3）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第6の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）常勤役員等については、当月21日に支給するものとし、その日が金融機関休業日の場合は

前営業日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 当法人職員給与と併給する報酬は、当月21日に支給するものとし、その日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規程は、令和元年6月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

在任年数	理事長
5年未満	月額610,000円
5年以上10年未満	月額630,000円
10年以上10年未満	月額650,000円

※ 基準日は毎年4月1日とする。

別表 2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×2.1か月分
12月の賞与	報酬月額×2.3か月分

※ 6月1日及び12月1日の在籍者に対してそれぞれ6月、12月の賞与を支給する。

別表 3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×0.6

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※ 退職金上限額は、500万円とする。

別表 4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円

(3) 監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,000円

別表 5（交通費）

区 分	1 キロメートルあたり
車賃	37円

別表 6（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	月額50,000円
常務理事	月額30,000円
理事	月額20,000円